

民設民営学童保育所整備事業補助金交付案内

令和7年6月

小金井市子ども家庭部

児童青少年課

1 補助金の目的

この補助金は、民間事業者が放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる**既存施設の改修整備等に要する費用**を補助することにより、民間事業者による同事業の推進を図り、もって小金井市（以下「市」といいます。）の児童の健全育成を図ることを目的に交付します。

2 補助金の交付対象

この補助金は、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる**既存施設の改修整備等に要する費用**として、以下の(1)から(3)に記載のある経費であって、**各年度3月31日までに、改修工事・購入備品等の納品等が完了し、かつ、契約相手方事業者への支払いが完了している経費**を交付の対象とします（具体的な取扱い等は、「5 補助金Q & A」を御参照ください。）。

(1) 施設改修整備等

放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入並びに開所前賃借料等（礼金及び開所前月分の賃借料に限ります。）

(2) 開所前賃借料

放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる既存施設の賃借料（(1)で交付対象となる開所前月分の賃借料を除く3か月分の賃借料。ただし、交付対象となる施設は、整備年度中又は整備年度の翌年度4月1日に開所をするものに限ります。また、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆる所有権移転条項付きリース契約）に係る経費は、交付対象外です。

(3) 学校110番設置

放課後児童健全育成事業を新たに実施するために改修整備等を行う既存施設に対して、学校110番を設置するために要する経費

3 補助金の交付額算定方法

この補助金の交付額は、次の方法により算定するものとします。

(1) 区分ごとの対象経費と基準額を比較し、少ない方の額を選定します。

(2) 区分ごとに選定した額の合計額を補助金の交付額とします。

なお、補助金の交付手続に当たっては、国及び東京都から市が受ける補助金の関係上、「2(1)施設改修整備等」及び「2(2)開所前賃借料」の交付額と「2(3)学校110番設置」の交付額は分けて交付いたします。

区 分	対象経費	基準額 ※ 1、※ 2
施設改修整備等	既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入並びに開所前賃借料等（礼金及び開所前月分の賃借料に限ります。）	● 改修工事を伴う場合 ① 開所前賃借料等を含む場合 12,600,000 円 ② 開所前賃借料等を含まない場合 12,000,000 円 ● 改修工事を伴わない場合 ① 開所前賃借料等を含む場合 1,600,000 円 ② 開所前賃借料等を含まない場合 1,000,000 円
開所前賃借料	既存施設の賃借料（施設改修整備等において交付対象となる開所前月分を除く 3 か月分の賃借料）	750,000 円
学校 110 番設置	学校 110 番設置に要する経費	300,000 円

※ 1 令和 7 年度小金井市民設民営学童保育所開所事業者募集要項**施行日時点**

※ 2 「施設改修整備等」については、東京都子供・子育て支援交付金と子ども・子育て支援交付金（国）とが**同額であると仮定した額**として記載しています。

このほか、運営費として、令和 8 年度に子ども・子育て支援交付金（国・都）に定めのある経費（基本額、賃借料補助など）及び都型学童クラブ事業の経費補助、その他、市独自の補助も実施を予定しています。こちらは令和 8 年度予算成立をもって確定となりますので、現時点での想定となります。（※令和 7 年度民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱を参照ください）

4 補助金の交付条件

この補助金の交付を受けるに当たっては、以下の条件が付されます。
なお、今後国及び東京都から発出される要綱等により一部変更となる場合もありますので、あらかじめ御承知おきください。

1 事情変更による決定の取消し等

小金井市長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 重複禁止

事業者は、この補助金の交付に係る対象経費について、他の補助金等に重複して申請し、交付を受けてはならない。

3 承認事項

事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ小金井市長の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

4 事故報告等

事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、その理由及び遂行の見通し等必要な事項を書面により小金井市長に報告し、その指示を受けなければならない。

5 状況報告

事業者は、小金井市長から補助事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

6 補助事業の遂行命令等

(1) 小金井市長は、4 及び 5 による報告、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

(2) 事業者が(1)の命令に反したときは、小金井市長は、事業者に対し、補助事業の一時停止を命ずることがある。

7 事情変更による届出

事業者は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更が生じた場合は、速やかにその旨を小金井市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

8 事業の完了時期

事業は、毎年3月31日まで又は施設開所日の前日のいずれか早い日までに完了しなければならない。

9 実績報告

事業者は、交付対象事業が完了したとき、事業が予定の期間内に完了しないまま補助金交付決定に係る会計年度が終了したとき、又は3(3)の規定により事業の廃止の承認を受けたときは、当該交付決定に係る事業の実績について、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱（令和5年要綱第96号）第11条及び第12条の規定に基づき、別に定める日までに、小金井市長に係属書類を添えて補助事業の実績を報告しなければならない。

10 補助金の額の確定等

小金井市長は、9による実績報告を受けた場合において、実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知する。

11 是正のための措置

- (1) 小金井市長は、5及び9の審査及び現地調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
- (2) 5の規定は、(1)の命令により必要な措置をした場合についても、これを行わなければならない。

12 決定の取消し

- (1) 小金井市長は、事業者が、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令の規定等に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、10により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

13 補助金の返還

- (1) 小金井市長は、1 又は 12 により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- (2) (1)の規定は、10 により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

14 違約加算金

事業者は、12 により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その返還に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

15 延滞金

事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

16 他の補助金等の一時停止

事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、小金井市長は、相当の限度において、その交付を一時停止するものとする。

17 事業による取得財産等

- (1) 事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (2) 事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（学校 110 番設置事業を除く事業については、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機器及び器具）については、学校 110 番設置事業にあっては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分

制限期間」(平成 20 年 7 月 11 日厚生 6 労働省告示第 384 号。以下「厚生労働大臣が定める期間」という。)、学校 110 番設置事業を除く事業にあっては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」

(令和 5 年 4 月 1 日こども家庭庁告示第 9 号。以下「こども家庭庁長官が定める期間」という。)に定める期間を経過するまで、小金井市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (3) 小金井市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、小金井市長は、事業者に対し、その収入の全部又は一部を小金井市に納付させることがある。

18 消費税及び地方消費税仕入控除等

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに小金井市長に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、小金井市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を小金井市に納付させることができる。

19 関係書類の整理保管

事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又はこども家庭庁長官が定める期間(学校 110 番設置事業については、厚生労働大臣が定める期間)を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

20 その他

- (1) 事業者は、補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処分につき小金井市長の承認を受けるものとする。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金

等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

- (3) 補助事業を行うために改修工事等の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該改修工事等を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

5 補助金Q & A

Q 1 補助金の交付基準額の見込額について、御教示願う。

A 1 現時点では、東京都の子供・子育て支援交付金交付要綱が発出されていませんので、確定したものをお示しすることはできません。

直近の補助金額を参考に作成した想定額です。

東京都から補助金交付要綱が発出された際には、速やかに御案内いたします。

(参考：令和6年度子供・子育て支援交付金交付要綱から)

区 分	対象経費	基準額
施設改修整備等	既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入並びに開所前賃借料等（礼金及び開所前月分の賃借料に限ります。）	● 改修工事を伴う場合 ① 開所前賃借料等を含む場合 12,600,000 円 ② 開所前賃借料等を含まない場合 12,000,000 円 ● 改修工事を伴わない場合 ① 開所前賃借料等を含む場合 1,600,000 円 ② 開所前賃借料等を含まない場合 1,000,000 円
開所前賃借料	既存施設の賃借料（施設改修整備等において交付対象となる開所前月分を除く3か月分の賃借料）	750,000 円
学校 110 番設置	学校 110 番設置に要する経費	300,000 円

Q 2 補助金の具体的な計算方法は、どのようになるのか。

A 2 以下の事例について、仮定の基準額を用い、「3 補助金の交付額算定方法」のとおり算出しますので、御参考ください。

事 例	● 翌年 4 月 1 日開所の学童保育所の整備 ● 対象物件について <u>1 1 月から</u>賃貸借契約を締結 賃借料（税込み）：260,000 円/月、礼金：260,000 円 ● 改修事業を含む施設改修整備等費：11,520,000 円 ※ 礼金及び開所前月分（3 月分）の賃借料の合算額 520,000 円を含む。 ※ 総事業費と対象経費は等しいものとする。 ● 学校 110 番設置費：300,000 円
交付額 算 出	（1） 区分ごとの対象経費と基準額を比較し、少ない方の額を選定します。
	<u>① 施設改修整備等</u> 対象経費（11,520,000 円）と基準額（12,600,000 円）を比較し、少ない方の額を選定する。この場合は、対象経費 <u>（11,520,000 円）</u> が選定される。 <u>② 開所前賃借料</u>（Q16 も併せて御参照ください。） 対象経費（780,000 円）と基準額（750,000 円）を比較し、少ない方の額を選定する。この場合は、<u>基準額（750,000 円）</u> が選定される。 ※ 対象経費は、12 月・1 月・2 月分であり、11 月分は交付対象外 <u>③ 学校 110 番設置費</u> 対象経費（300,000 円）と基準額（300,000 円）を比較し、少ない方の額を選定する。この場合は、同額であるため、<u>300,000 円</u>となる。
	（2） 区分ごとに選定した額の合計額を補助金の交付額とします。
	「2（1）施設改修整備等」及び「2（2）開所前賃借料」の交付額$\{(\alpha)\}$と「2（3）学校 110 番設置」の交付額$\{(\beta)\}$は分けて交付するため、それぞれ以下の額となる。 $(\alpha) \text{ ①} + \text{②} = 12,270,000 \text{ 円}$

	(β) ③ = 300,000 円 よって、この事例において、事業者が交付を受ける補助金の全体額は、 (α) + (β) = <u>12,570,000 円</u> となる。
--	---

Q 3 民設民営学童保育所施設整備事業費補助金の交付決定はいつされるのか。

A 3 民設民営学童保育所施設整備事業費補助金は、実績額に応じて交付いたします。

令和 8 年 4 月 1 日開所の施設を整備していただきますので、補助金の申請・交付は、**年度末頃になる予定**です。

Q 4 各年度 3 月 31 日までに、改修工事や購入備品の納品等（以下「改修工事等」といいます。）が完了しているだけでなく、契約相手方事業者への支払いも完了している経費が補助対象経費とされているが、契約相手方事業者の事情等により、同日までに改修工事等が完了している場合であっても、支払いができない場合も想定される。このような場合は、その理由が分かる書類を添付することにより補助金を受けることはできるか。

A 4 同日までに改修工事等が完了していても、**支払いが完了していないものは交付対象外**となります。したがって、たとえ契約相手方事業者の事情等により支払いが完了できなかった理由が分かる文書を用意することができても、補助金を交付することはできません。これは、この補助金の原資に国及び東京都の補助金を活用しており、国及び東京都の補助金において同様の条件が付されているためです。なお、補助金の交付を受けるに当たっては、疎明資料として、**原則領収書の写しを添付**していただくこととしております。

Q 5 インターネットにおいてクレジット決済により購入した場合、領収書が発行されないことも想定されるが、この場合、疎明資料としてどのようなものを用意すればよいか。

A 5 原則、発行可能であると考えられるため、**まずは領収書を発行してもらえ**るように取引先と御調整ください。調整をしても発行が困難な場合は、その際に御相談ください。ただし、この場合であっても、例えば、オンラインによる電信振込の場合は、着金日（振込処理日）が表示されている処理画面や、A T M（現金自動預払機）からの振込の場合は、同機械から発行される振込明細等の疎明資料を御提出いただく必要があります。

Q6 小金井市民設民営学童保育所設置事業者の申込時に平面図を提出しているが、当該平面図にはない什器や備品が必要になることが分かった。このように当所の計画時には想定できなかったものについて購入等をした場合、当該経費は補助金の交付対象となるか。

A6 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となるものであれば、小金井市民設民営学童保育所設置事業者申込時の平面図に記載のないものであっても交付対象となります。

ただし、当該什器や備品等を設置することにより、専用区画の面積が減少し、事業決定時の定員数を下回ることになる場合は、当該什器や備品等の設置は、原則認められませんので、購入等をした経費は交付対象外となります。（希望事業者提出書類一覧（別紙2）（4）③の注書きにあるとおり、施設整備や什器・備品購入の過程で、事業決定時の定員数から下がることは原則認められません。）。

Q7 建物共用部や外構の整備は、交付対象となるか。

A7 建物共用部や外構の整備については、通常土地や建物の所有者が行うものであるため、原則、交付対象外となります。

ただし、過去には、学童保育所の入所児童の避難経路確保のために、当該入所児童のために整備した外構費については認められたケースがございますので、当該整備が、学童保育所のためのものであると思慮される場合は、別途御相談ください。

なお、この**補助金全体に関する留意事項**でもありますが、国や東京都からの回答には一定程度の時間を要しますので、相談がある場合については早めにお問い合わせいたします。国や東京都からの回答が3月31日後となってしまったことにより、事業を完了（改修工事・購入備品等の納入等が完了し、かつ、契約相手事業者への支払いが完了している状況をいいます。）することが出来なかったとしても、**このことをもって交付対象とすることはできません**ので、あらかじめ御承知おきください。

Q8 補助金の交付対象となる備品は、どのように定義されているか。

A8 比較的長期にわたってその性質又は形状を変えずに使用に耐える物であって、生産物や動物を除いたものです。本定義に該当するものであれば、金額については、上限や下限を設けてはおりません。

Q9 補助金の交付対象となる備品は、具体的にはどのようなものか。

A9 以下のものについては、原則交付対象となりますが、購入する備品を確認

し、個別具体的に判断することになるため、交付対象となるか否かについて疑義がある場合は、別途御相談ください。

《交付対象となりうる備品》

- 育成支援の提供に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等の購入に要する経費
- 登録児童の管理等に必要なパソコン等の電子機器、防犯設備等の購入費
- 育成支援を行う放課後児童支援員用のロッカーのほか、放課後児童健全育成事業を実施する上で必要な事務机等の購入に要する経費

Q10 登録児童が使用するハサミなどの文房具や、放課後児童支援員が使用する事務用品を備品として購入する場合は、交付対象となるか。

A10 登録児童が使用する文房具や、放課後児童支援員が使用するパイプファイルなどの事務用品は、「比較的長期にわたってその性質又は形状を変えずに使用に耐える物」であっても、経年劣化があった際には、**新しいものに買い替えることが一般的**であり、**社会通念上消耗品に該当するもの**であることから、**交付対象外**となります。

Q11 登録児童の所持品を管理するためや、施設内の案内を掲示するため等に必要なラベルライターやラミネーターは、備品として購入した場合、交付対象となるか。

A11 放課後児童健全育成事業を実施するに当たり必要な施設の整備に付随するもので、備品の定義に該当するものは交付対象となります。したがって、ラベルライターやラミネーターの**本体は交付対象**となりますが、ラベルライターのカートリッジやラミネートフィルムは消耗品であることから**交付対象外**となりますので、御注意ください。

Q12 救急セットや避難用の防災用品セット等備品として購入するものの中に消耗品が含まれている場合は、どのような取扱いとなるか。(例：防災用品セットに含まれる食料品や水をはじめとした消耗品が含まれている場合)

A12 購入する備品に消耗品が含まれている場合は、金額において備品と消耗品を明確に区分できるもののみ交付対象となります。**明確に区分ができない場合は、備品の購入に要した経費が分からないため、補助金を交付することはできません。**

Q13 備品の設置に要する費用や送料等の役務に要する費用は対象となるか。

A13 備品の設置費及び備品の購入に付随する送料（請求が購入に含まれている場合のみ。）は交付対象となります。ただし、**一括配送のために取引先倉庫に取り置いてもらう経費や代引き手数料は交付対象外**となります。また、ATM（現金自動預払機）からの振込の場合の**振込手数料も交付対象外**となります。

Q14 放課後児童健全育成事業と併せて自主事業を実施するために整備等を行う場合は、どのような取扱いになるか。

A14 放課後児童健全育成事業に係る部分のみが交付対象であることから、**自主事業に係る部分は交付対象外**です。自主事業を実施する部分も併せて整備する場合は、経費を明確に区分していただく必要があります。**明確に区分することができない場合は**、放課後児童健全育成事業に係る部分にいくら経費を要したか分からないため、**原則、補助金を交付することはできません**。

Q15 改修工事が生じる場合について、一級建築士が行う設計業務、工事監理業務及び建築基準法適合証明書作成業務は、補助金の交付対象経費となるか。

A15 設計業務及び工事監理業務は補助金の交付対象となりますが、建築基準法適合証明書作成業務は交付対象外となります。

したがって、これらの業務を一括して一級建築士に委託等を行う場合で、補助金の交付を受ける場合は、**交付対象となる経費**（設計業務及び工事監理業務に要する経費）と**そうではない経費**（建築基準関係証明書作成業務に要する経費）を区分けしていただく必要がございますので、御留意ください（**区分けできない場合は、当該経費の全てが交付対象外となります。**）。

Q16 施設改修整備等における開所前賃借料等（礼金及び開所前月分の賃借料に限る。）と開所前賃借料（施設改修整備等において交付対象となる開所前月分を除く3か月分の賃借料）は、具体的にどのような関係か。

A16 例えば、Q2の事例の場合（11月から賃貸借契約期間が開始される場合）は、施設改修整備等における開所前賃借料等（礼金及び開所前月分の賃借料に限る。）で3月分、開所前賃借料（施設改修整備等において交付対象となる開所前月分を除く3か月分の賃借料）で12月分、1月分及び2月分が交付対象となります（11月分の賃借料は交付対象外となります。）。

